

産業厚生常任委員会資料

平成30年6月8日
都市整備部

目 次

- 1 加東市空家等対策計画策定と今後の空家対策について . . . P 1
- 2 都市計画マスタープラン検証状況と「長期的なまちづくり」
に向けた見直し作業の現状について . . . P 7
- 3 橋梁長寿命化修繕計画見直しによる平成30年度設計業務・
工事の内容変更について . . . P 20

1 加東市空家等対策計画策定と今後の空家対策について

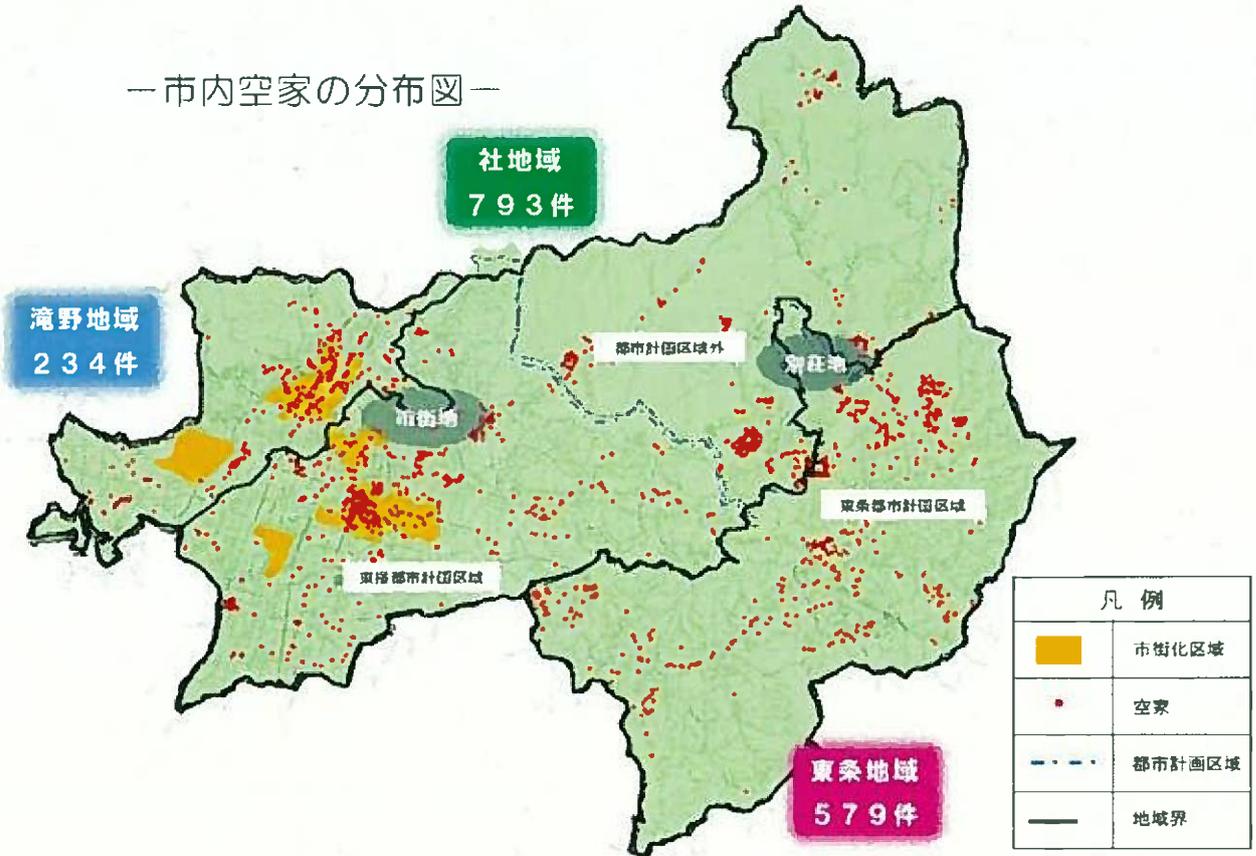
(策定経緯)

平成26年 2月	兵庫県において「空家対策ガイドライン」策定
平成26年11月27日	空家等対策の推進に関する特別措置法 公布 通称「空家法」とも呼ばれています
平成27年 5月26日	同法 施行
平成28年 8月23日	加東市空き家等活用実態調査 開始
平成29年 3月24日	同調査 終了
平成29年 3月28日	第1回空き家等対策審議会 開催 ※5回開催
平成29年 5月 1日	第1回空き家等対策検討会議 開催 ※4回開催
平成30年 1月11日	産業厚生常任委員会（所管事務調査） 「加東市空家等対策計画（素案）について」
平成30年 2月16日	産業厚生常任委員会（所管事務調査） 「管理不全な状態にある空家の現地調査について」
平成30年 3月 5日	産業厚生常任委員会（付託議案審議） 「加東市空家等の適切な管理に関する条例制定の件」（3月27日議決）
平成30年 3月26日	審議会からの市長への答申を受け、加東市空家等対策計画が決定

(計画の概要と空家等の現状)

計画期間 【計画書P. 2】	5年間 2018年度～2022年度 (平成30年度～平成34年度) ※必要に応じて見直しを図るものとします
調査結果から見る現状 【計画書P. 5～】	空家率 (全国) 13.5% (兵庫県) 13.0% (北播磨) 12.5% (加東市) 28.0% ※平成25年実施「住宅・土地統計調査」結果 空家等件数 1,606件 (Aランク) 650件 (Bランク) 524件 (Cランク) 320件 (Dランク) 112件 (地域別件数) 社 地域 793件 滝野地域 234件 東条地域 579件

一市内空家の分布図一



(1、606件のうち、第三者に危険を与える可能性が有る空家68件の内訳)

Aランク	緊急性大	6件
Bランク	緊急性中	11件
Cランク	緊急性小	9件
Dランク	優先順位はやや低い	11件
Eランク	優先順位は低い	21件
対応済み	解体撤去したもの	5件
非該当		5件
対応が必要なもの	Aランク～Eランク	58件

※平成29年度中に市民生活部生活課（現生活環境課）が実施した独自調査結果

(特定空家等の認定基準にもとづく空家の再調査結果：68件の内訳)

Aランク	周辺に被害を及ぼす可能性：高	5件
Bランク	周辺に被害を及ぼす可能性：中	13件
Cランク	周辺に被害を及ぼす可能性：低	28件
対応済み		11件
非該当		6件
居住実態有り		5件
対応が必要なもの	Aランク～Cランク	46件

(基本的な方針と対策)

所有者が特定された空家(1,564件)及び所有者が特定された空地(863件)に対してアンケート調査を行い、下記の空家等に関する課題と所有者等の抱える問題とを踏まえ、空家等に対する「4つの対策」について、具体的に施策展開します。

空家等に関する課題	所有者等の抱える問題
<ul style="list-style-type: none"> ・相続を契機とした空家等の増加 ・経済的な理由による動産・不動産の管理不全 ・現代ライフスタイルとの不一致・立地条件の問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等所有者等のリスクの認識不足 ・管理等に関するノウハウ、情報及び認識の不足 ・空家等に至る個別事情



(計画書P. 20図より抜粋)

【対策1 空家等の発生の抑制】

① 予防意識の啓発

- ・広報、ケーブルテレビ(文字放送)での告知及び固定資産税納税通知と連携したチラシ配布
- ・「空き家に係る所得税の譲渡所得の特別控除の特例」など、有効な各種制度を周知するとともに、所有住宅の将来像に対する対応策を明確にしてください。

「管理できる親族等関係人がいない」、「親族等関係人はいるが不安がある」などの相談に対応

② 相続対策の推進と相談体制の充実

- ・相続対策ほか総合相談窓口の紹介(ひょうご空き家対策フォーラムなど)
- ・司法書士会や弁護士会などの協力体制での空家相談会実施に向けた検証

- ・高齢介護課が所管している加東市生活支援体制整備事業による“協議体”での地域住民（高齢者など）と第2層生活支援コーディネーターとの話し合いの場に参加することによる、地域や住民が持っている空家課題の集約

③良質な住宅の維持

- ・お住まいの住宅の維持・健全化

お住まいの住宅を耐震診断受診やバリアフリー改造することによって、対策3の住宅の流通・活用促進につなげるための方策

補助制度等	担当課
加東市簡易耐震診断推進事業 (耐震診断経費の9割のうち市と県が1/4 国が1/2 負担)	都市政策課
加東市住宅耐震化建替事業 (市内の戸建て住宅で、耐震診断の結果、安全性を確保している住宅への建替えに係る工事費用の一部を補助)	都市政策課
加東市空家活用支援事業 (一戸建ての空家及び共同住宅の空き住戸) ※4つの規定を満たす必要があります ※「空家バンク」への登録が必要です	都市政策課
加東市働く世代住宅取得支援事業 (中古物件の改造工事費も含め、住宅取得費用が500万円以上で対象となり、働く世代補助金に上乘せ補助金が適用された場合、最大で50万円まで補助されます)	都市政策課
人生いきいき住宅助成事業 (住宅改造：一般型、特別型)	高齢介護課
加東市勤労者住宅資金融資あっせん制度 (近畿労働金庫北播支店との融資契約が必要)	人権協働課

※現状把握しているものを一例として掲載しています。

- ④人口減少率の高い地区、高齢化率の高い地区、1,606件を対象とした空家率の高い地区などの複合的な判断で、重点地区を整理し先行的に地区説明会などで啓発を行っていきます。(市内全域に説明会を展開する)

【対策2 管理不全な空家等の防止・解消】

①管理不全な空家等の防止

- ・シルバー人材センターへの業務委託による空家等のパトロール（継続監視）
- ・担当職員による管理不全状態の悪い空家等への重点パトロール（重点監視）
- ・長期にわたる管理不全の空家等所有者等への状況悪化阻止の注意喚起と対応が遅れた場合の措置などの周知徹底

「特定空家等」に認定された場合

(空家等対策審議会の答申を経て認定されます)

(1) 所有者等が不明で対策が講じられない場合や、所有者等が判明している場合でも対策を講じていただけない場合は、勧告・命令の後に“代執行”という措置を執ることになります。

所有者等が判明している場合は“行政代執行”となり、緊急措置や解体作業に係った費用を所有者等に請求します。

(2) 2015年度(平成27年度)税制改正大綱(2015年1月14日閣議決定)を受けて地方税法が改正され、「勧告された特定空家」を住宅用地の特例対象から除外する規定が設けられ、特定空家等に係る土地については、元の税率に戻ります。

※一般的に適用が多いと思われる200㎡以下の敷地で課税標準額が6倍になります。(6分の1に引き下げられていたものが戻ります)

・情報提供の強化

老朽建物の解体撤去や屋根材などの飛散防止策などに対応していただける市内に事務所等を置く事業者を募り、対策協力事業者をリスト化し、所有者等に情報提供し、早期解決を促進します。

②空家等の所有者等の特定

・地区住民の方々からの情報提供態勢の強化(〔対策1〕の④と連携)

〔対策3 空家等の有効活用〕

①加東市空家等情報登録制度「空家バンク」の周知徹底と活用促進

- ・加東市ホームページ掲載 8件(別に2件は交渉中で掲載)
- ・ライフフルホームズホームページ掲載 8件
- ・アットホームホームページ掲載 8件

※空家バンク登録物件は、加東市空家活用支援事業(兵庫県空き家活用支援事業)の補助金の助成適用になります

②空家バンク利用登録制度の活用促進

空家バンクに登録のある物件情報を利用登録者へ提供する制度です。

③外部施設への空家関連チラシなどの掲示による周知徹底

- ・県の施設などへのチラシ掲示
- ・インターネット外部サイトでの空家物件PR掲載の検証

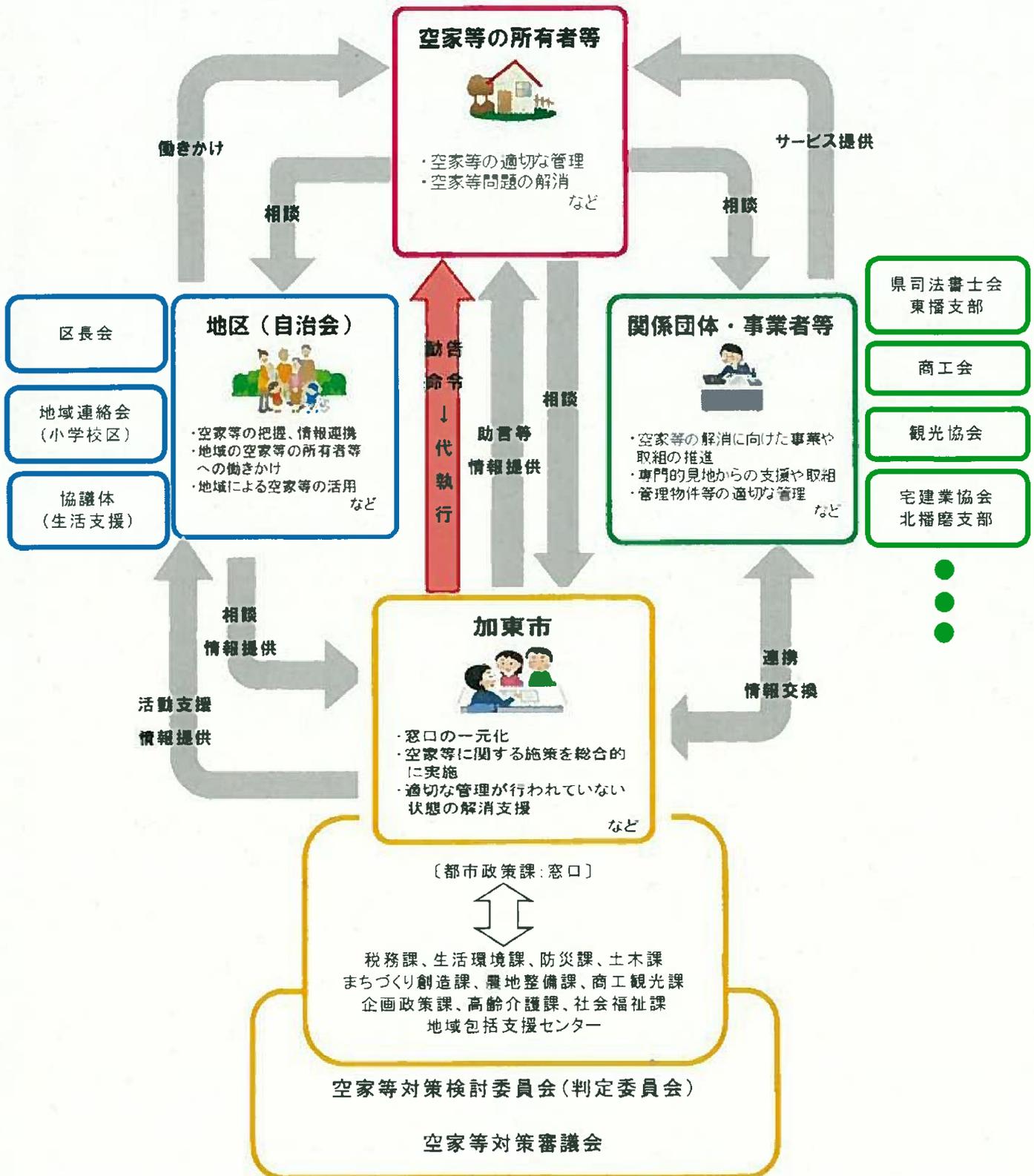
④地域での利活用の促進

利用可能な空家を地域交流拠点(まちカフェ、NPOへの貸与など)として、空地を共同駐車場や防災対策スペース(平時は多用途広場)として、地域での利活用

を検証します（呼び掛けます）。

〔対策4 推進体制の構築〕

○空家等対策の実施体制（計画書P. 36）



2 都市計画マスタープラン検証状況と「長期的なまちづくり」に向けた見直し作業の現状について

平成21年11月に策定した加東市都市計画マスタープランに掲げた「将来の都市像」を実現するための「全体構想」や「地域別構想」の整備方針などについて、現況を把握しつつ、課題を整理します。

《将来の都市像》

まちづくりのテーマ	
住んでよし！快適で暮らしやすいまち 加東	
まちづくりの基本理念	
【土地利用】	明るく元気で活力ある市街地の形成と都市と自然が調和した土地利用の推進
【都市施設】	人にやさしく、みんながふれあう、住み心地のよい住環境づくり
【都市環境・自然環境】	水と緑、歴史を活かしたうるおいとやすらぎ空間の創造
【産業振興】	暮らしを支え、活気をもたらす産業の振興
【地域協働】	自らが守り育てる地域づくり
目指すべき都市構造	
<p>集約型多核都市構造</p> <p>中国自動車道と国道175号が交差する地域一帯を都心拠点とし、また東条庁舎周辺を地域生活拠点、ひょうご東条ニュータウンインターパークを新都市拠点と位置づけ、それらの拠点間を道路網、公共交通等で結ぶことにより、連携強化を図った都市構造を目指します。</p>	



《現状の把握と課題の整理》

◎：達成 ○：概ね達成 △：あまりできなかった ×：未達成

1 将来フレーム

■人口フレーム

方 針	現 況	評 価
平成30年：40,000人 ※住民基本台帳人口	平成30年2月末現在：40,280人 ※住民基本台帳人口	◎

■産業フレーム

方 針	現 況	評 価
平成30年：3,477億円 ※製造品出荷額等	平成27年：3,657億円 ※製造品出荷額等	○

■商業フレーム

方 針	現 況	評 価
平成 30 年：388 億円 ※商業販売額（小売業・卸売業）	平成 26 年：704 億円 ※商業販売額（小売業・卸売業）	○

課 題	<p>人口フレームで定めた目標人口 40,000 人を達成することができましたが、我が国の人口は、少子化の進行により減少傾向にあり、本市の人口も今後減少していくことが予測されていることから、総合計画（加東市人口ビジョン）の推計人口を踏まえた堅実な目標を設定</p> <p>製造品出荷額等については景況、企業の立地戦略などに大きく左右されるため、見通しは不透明です。ただし企業立地においては優良な従業員を確保しやすい環境が求められるため、生産年齢人口の維持が重要です。</p> <p>商業販売額は利用圏人口の減少やインターネット販売の拡大等により、商業を取り巻く環境は一層厳しくなる見通しです。</p>
-----	--

2 土地利用の方針

■都市的土地利用

方 針	現 況	評 価
社・宮ノ下地区の国道 175 号沿道周辺は、商業施設及び行政機能等を誘導し、良好な市街地を形成します。	店舗等の進出もありましたが、大幅な都市機能の充実には至っておらず、良好な市街地形成につながっていません。	△
社・東条の既存商店街、JR 滝野駅東については、商業機能の活性化を図ります。	商業機能の活性化には至っていません。	△
工業団地内の未利用地は、企業誘致を推進し、地域経済の活性化と雇用の場を創出します。	ひょうご東条ニュータウンインターパークが完売したことにより、市内 4 箇所の工業団地用地は全て完売しています。	◎
横谷、上中、高岡地区において、新規の工業地としての利用を十分に検討します。	調査、検討の結果、別の候補地 3 箇所を選定し、候補地の決定に向け県との協議を行っています。	○

<参考：用途地域の指定状況>

年 度	都 市 計 画 区 域 名 称	用途地域指定面積 (ha) ※加東市内のみ										
		1 低 層	1 中 高	2 中 高	1 住 居	2 住 居	準 住 居	近 商	準 工	工 業	工 専	合 計
H21	東播	34	156	29	118	51	8	9	51	-	128	584
	東条	35	2.9	-	1	33	-	-	30	57	-	159
H28	東播	34	156	29	118	51	8	9	53	-	128	586

	東条	35	2.9	-	1	33	-	-	30	57	-	159
--	----	----	-----	---	---	----	---	---	----	----	---	-----

<参考：地区計画の指定状況>

	決定年月日	変更年月日	面積 ha		建築物等（※H：上限、L：下限）				
			地区計画	整備計画	容積率 H%	敷地面積 L m ²	壁面位置 m	高さ Hm	垣柵
河高	H6.6.10	H7.11.7	5.2	5.2	150	150	1.3	12	生垣等
宮ノ下	H6.12.5	-	9.9	9.9			2		垣柵の 植栽
南山	S63.10.21	H30.1.15	159	119.4		4,000	1.2.3.5		
天神 東椅 鹿谷	H26.3.24	-	8.9	8.9		190	1		生垣等

■自然的土地利用

方針	現況	評価
特別指定区域制度や地区計画制度を利用し、居住環境の保全に努めます。	特別指定区域制度の地縁者住宅については 37 地区で導入していますが、新規居住者住宅の導入には至っていません。	△
農業生産環境の保全及び農業の振興を図ります。	効率的な農地の集約や多額な設備投資などの課題から、担い手の経営規模拡大や法人化が伸び悩んでいます。	△

<参考：農地転用の状況>

	許可又は届出					
			うち市街化区域		うち 1,000 m ² 以上	
			件数	面積 ha	件数	面積 ha
H19年	107	6.3	55	3.0	12	2.0
H28年	103	4.3	59	2.2	5	0.8

<参考：開発許可の状況>

	住宅系					
			うち市街化区域		うちその他の都市計画区域	
			件数	面積 ha	件数	面積 ha
H19年	8	5.1	6	2.0	2	3.1
H28年	5	2.2	5	2.2	0	0

課題	<p>中心市街地における都市機能の充実や周辺市街地での秩序ある市街地形成や生活機能の充実を図るとともに、拠点間の連携による持続可能なまちづくりの推進に取り組む。</p> <p>また、市街化調整区域については、厳しい土地利用制限による既存集落の活力低下が懸念されるため、本市の計画的な市街地形成に支障がない範囲において集落の地域コミュニティの維持・活性化に取り組む。</p>
----	--

	<p>○都心拠点（中国自動車道、国道175号が交差する地域一帯）は、民間事業者による開発が進み、ロードサイド店舗等は充実しましたが、都市機能の集積には至っていません。</p> <p>○地域生活拠点（旧東条庁舎周辺）、新都市拠点（ひょうご東条ニュータウンインターパーク）についても、店舗等の進出や宅地の分譲が徐々に進んでおり、特性に応じた拠点性が高まりつつあります。基盤整備が完了したこのエリアについては、未利用地の更なる活用推進に取り組む。</p> <p>○やしろショッピングパーク Bio 及び社商店街周辺は、中心市街地として本市の顔にふさわしい役割が求められますが、近年は、魅力低下や衰退が進みつつあります。</p> <p>○新たな工業団地用地の創出</p> <p>○自然との調和を図りつつ、地域活力を維持するために、市民と共に地域の土地利用について考え、地区計画制度、特別指定区域制度を活用</p> <p>○空家、空施設等を利活用する方策の検討</p>
--	---

3 交通施設の整備方針

■道路の整備方針

方 針	現 況	評 価
都市計画道路社外環状線(国道372号バイパス事業)の早期整備、早期供用を目指します。	平成 24 年に供用を開始しています。	◎
国道 175・372 号交差点付近については、道路利用者の利便性向上を目指した整備を促進します。	平成 27 年 1 月に策定した国道 175・372 号交差部周辺活性化基本計画において検討した結果、整備については、やしろショッピングパーク Bio 周辺が適切と決定しています。	△
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道西脇三川線 ・ 県道神戸加東線 ・ 県道小野藍本線 <p>の早期整備を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上久米・天神地区内で、歩行帯整備（カラー舗装、蓋がけ）を実施しました。 ・ 山国地区内については、平成 29 年度事業着手、平成 33 年度完了予定です。大畑地区内のバイパス整備については平成 21 年に供用開始しています。 ・ 厚利地区内の道路改良を実施しており、平成 30 年度に完了予定です。 	◎

県道厚利社線等社～東条を結ぶ路線について、歩道整備等を促進します。	・厚利社線：実績はありません。 ・西脇三田線：歩行帯整備を実施しています。	△
都市計画道路の見直しを路線ごとの必要性を検討しながら進めます。	平成 26 年度に市場西脇線の見直しをしています。	○

<参考：都市計画道路の概要>

年度	都市計画区域名称	都市計画道路		
		総延長 km	改良済延長 km	改良率%
H17年度	東播	43.74	31.18	71.3
	東条	9.71	7.63	78.6
H28年度	東播	43.74	34.18	78.1
	東条	9.71	8.08	83.2

■公共交通の整備方針

方 針	現 況	評 価
・JR 加古川線各駅の駅舎や関係施設のバリアフリー化の促進、駐車場や駐輪場の充実など駅周辺整備を図ります。 ・電車の運行回数の増加などを JR 西日本に要請します。	・各駅にスロープ、点字ブロック、階段の手摺（滝駅は未設置）を設置しています。また、社町駅前に駐車場・駐輪場を整備しています。 ・電車の運行回数の増減はありません。	○
高速バスの利用施設の環境整備に努めます。	平成 21 年度に滝野社 IC の公衆トイレを改修し、平成 29 年度に駐輪場を整備しています。	○
地域路線バスの運行の確保に努めます。	神姫バス社清水線は平成 26 年度以降運行を休止しています。	△
地域ニーズを踏まえた公共交通のあり方や総合的な交通システムの検討を進めます。	自主運行バス（米田ふれあい線、きよみず線）を運行しています。	○

課 題	都心拠点、地域生活拠点をはじめとした各拠点との連携強化のための道路整備やまちづくりと一体となり、暮らしを支え、交流を促進する持続可能な地域公共交通ネットワークを形成
	○幅員狭小路線の拡幅や通学上の危険が予測される箇所への対応など、各路線の役割や優先度を踏まえて計画的に道路等を整備
	○より一層円滑で機能的な道路体系の構築に向けて、都市計画と連動した道路ネットワークの整備
	○平成 29 年 3 月に加東市地域公共交通網形成計画を策定し、基本方針、数値目標、目標を達成するための施策を示しており、その目標達成に向けた取組を推進

	○交流の中核となる新たな交通結節点の整備
--	----------------------

4 公園・緑地の整備方針

方 針	現 況	評 価
都市公園は、災害発生時には避難場所として利用できる防災拠点として、施設や設備の充実を進めます。	滝野総合公園体育館が避難場所に指定されていますが、その他の都市公園については、指定されていません。 社中央公園ステラパークに災害時・緊急時として飲料水用貯水タンクを整備しています。	△
滝野総合公園や起勢の里の全面供用を目指し整備を推進します。	実績はありません。	×
身近な公園・広場を創出し、居住環境の向上を図ります。	南山地区の星の里公園・児童公園を都市公園として供用開始しています。	○

<参考：公園・緑地の概要（供用済）>

	都市計画 区域名称	街区公園		近隣公園		総合公園		広域公園		緑地	
		箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha
H17 年度	東播	8	1.47	1	2.6	2	16.0	1	186.4	1	1.8
	東条	1	0.25	1	1.8	-	-	-	-	-	-
H28 年度	東播	8	1.46	1	3.0	2	16.0	1	181.7	1	1.8
	東条	4	1.0	2	3.8	-	-	-	-	-	-

課 題	公園施設の老朽化が進む中、長寿命化を踏まえた適正な維持管理を行うとともに、子どもから高齢者まで、安全で安心して利用でき、地域性に配慮した公園に改良し、市民満足度を維持・向上させていくことが重要です。
-----	---

5 下水道及び河川の整備方針

方 針	現 況	評 価
雨水排水事業は、未整備区域の減少に努めます。	・平成 27・28 年度に要整備区域であった社・北野区域の整備を実施しました。 ・平成 29 年度から河高安取地区の雨水ポンプ場の整備工事を進めています。	○

加古川では無堤地区の改修を国・県に働きかけます。	平成 25 年度から築堤に向けて、用地取得、河道掘削を開始し、平成 28 年度から築堤工事に着手しています。	○
--------------------------	--	---

<参考：公共下水道の整備状況>

	都市計画区域名称	計画排水区域 ha	計画処理区域 ha	供用排水区域 ha	供用処理区域 ha	整備率 %
H17年度	東播	2,692	2,692	1,437	1,437	53.4
	東条	390	390	316	316	81.0
H28年度	東播	3,141	3,141	1,437	1,437	45.7
	東条	395	395	320	320	81.0

課題	<p>宅地開発等による都市化の進展や、予測を超える局地豪雨、台風等により、浸水に対するリスクが高まっており、既設水路等のストックを活用しながら雨水排水施設を整備</p> <p>国土交通省が実施する加古川河川改修事業による用地取得や築堤・護岸工事の一層の進捗を図り、早期完成に向けた取り組み。</p>
----	---

6 その他の都市施設の整備方針

方針	現況	評価
小・中学校などの老朽化した施設の計画的な整備を図ります。	一体型校舎による小中一貫校の開校に向け整備を進めています。	◎
課題	<p>小中一貫校整備に伴う整備地周辺について、区域区分の見直し等の検討</p> <p>閉校した学校施設や敷地については、まちづくりの方針に沿った活用策を検討</p>	

7 地域別の整備方針

■社地域

方針	現況	評価
<ul style="list-style-type: none"> ・梶原地区での区画整理事業等実施の検討、優良住宅としての面的整備 ・社・宮ノ下地区での区画整理事業等 ・社町駅周辺の整備及び社市街地との連携強化、沿線の活性化 ・東古瀬穂積線の自歩道整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間開発による住宅地の整備がされています。 ・実績はありません。 ・特別指定区域（駅・バスターミナル等周辺区域）制度の指定をしました。 ・平成 28 年に供用を開始しています。 	○

<ul style="list-style-type: none"> ・歩行帯の整備 ・国道 175・372 号交差点周辺に交通利便施設の整備を検討 ・社外環状線（国道 372 号バイパス事業）の早期整備、早期供用 ・上中地区の工業団地の整備検討 ・喜田地区及び山国地区での優良住宅として面的整備の検討 ・梶原幹線の早期整備 ・千鳥川の整備推進 ・市道嬉野原線の道路改良 ・市道狐谷山国線の道路改良 ・神戸加東線の事業検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・社市街地エリアにおいて、歩車共存を目的とした歩行帯整備を行っています。 ・国道 175・372 号交差点周辺活性化基本計画において検討し、整備は、やしろショッピングパーク Bio 周辺の整備が適切と決定しています。 ・平成 24 年に供用を開始しています。 ・候補地 3 箇所の 1 つとして調査、検討をしており、県との協議を踏まえ場所の決定をします。 ・実績はありません。 ・平成 24 年に供用を開始しています。 ・実績はありません。 ・自転車歩行者道を整備し、社中学校通学児童の安全確保を行っています。 ・市街化区域内の宅地化を活性化させるため、生活道路整備を行いました。 ・平成 28 年度に新規事業認定、平成 29 年度より事業着手、平成 33 年度完了予定となっています。（山国地区内） 	○
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ○増加が懸念されている市街地内の空家、空地の利活用 ○国道 175・372 号交差点周辺において交通利便施設の検討、整備 	

■ 福田地域

方 針	現 況	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・市道大門北野線の延伸ルート検討と整備 ・加古川の大門橋下流における早期の河川改修 ・大門小田線等の改良検討 ・都市計画公園「起勢の里」早期整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績はありません。 ・平成 28 年度から河道掘削に着手し、築堤に向けて設計協議、用地測量を行っています。 ・実績はありません。 ・実績はありません。 	△

課 題	<p>○加東市の南の玄関口として、国道 175 号、県道東古瀬穂積線の沿道については、商工業施設等を誘導していくために、特別指定区域の活用など土地利用を促進</p> <p>○国道 175 号や県道東古瀬穂積線が南北を結ぶ幹線として走っていますが、東西を結ぶ県道大門小田線については、狭小区間が続いているため、幹線道路としての整備を検討</p>
-----	---

■米田・三草地域

方 針	現 況	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・千鳥川の整備促進 ・国道 372 号の自歩道整備 ・木梨地区及び藤田南地区での優良住宅地として面的整備の検討 ・西脇三田線の歩道整備等による通学路の安全確保 ・段丘斜面地の緑地保全 ・教育文化系施設を核とした特色ある文教地区として整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績はありません。 ・実績はありません。 ・実績はありません。 ・歩行帯整備（カラー舗装、蓋がけ）を実施しています。（上久米地区） ・太陽光発電設備の整備による森林開発が進んでおり、適正に保全していく必要があります。 ・大きな変化はありません。 	△
課 題	市街化区域に隣接する地域の土地利用について検討	

■滝野地域

方 針	現 況	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・JR 加古川線の各駅について、交通結節点の機能強化 ・高岡地区において、雇用確保、定住促進のため新たな工業団地の整備検討 ・滝野梶原線の整備推進 ・滝野社 IC 周辺での駐車場・駐輪場の整備検討 ・加古川及び支流河川の改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績はありません。 ・調査、検討の結果、別の候補地 3 箇所を選定し、候補地の決定に向け県との協議を行っています。 ・平成 24 年度から事業着手、平成 26 年度に工事着手し、滝見橋架け替えを含め、平成 31 年度末の供用開始を予定しています。 ・平成 29 年度に駐輪場を整備しています。 ・平成 25 年度から築堤に向けて、用地取得、河道掘削を開始し、平成 28 年度から築堤工事に着手しています。加古川河川改修滝野地区に合わせて、油谷川・高倉川・立田川の支川対策を平成 27 年度 	○

	から国・県・市で協議検討しており、平成30年度から着手します。	
課 題	○加古川河川改修に伴い、減少する市街化区域の確保 ○J R加古川線の各駅について、交通機能を強化 ○滝野梶原線の道路整備に伴い、周辺の土地利用について検討	

■東条地域

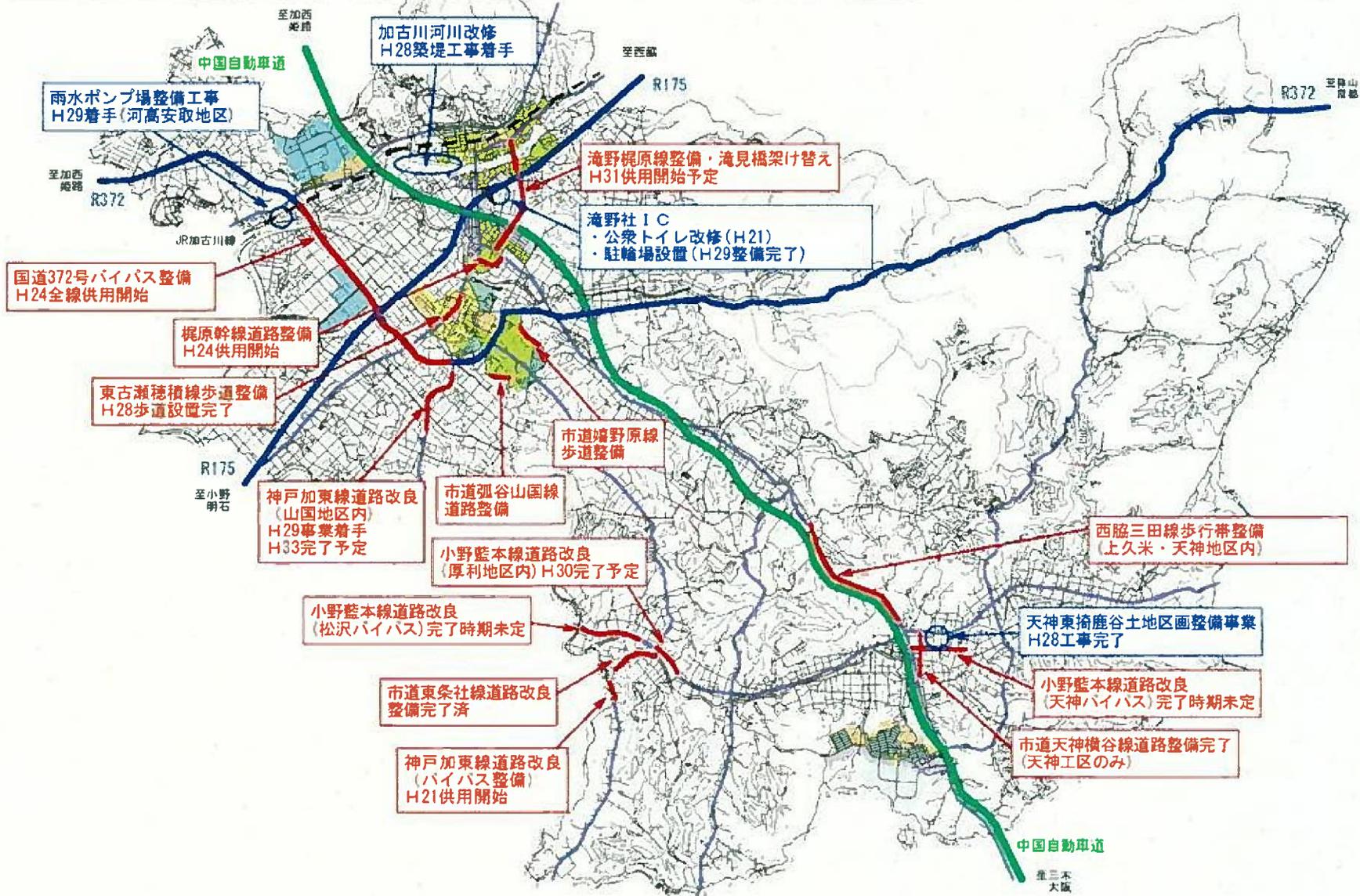
方 針	現 況	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・東条湖周辺の質の高い観光施設の充実と新規観光施設の立地誘導 ・県道西脇三田線の自歩道整備 ・市道東条社線の道路改良 ・県道神戸加東線の道路改良（バイパス整備） ・県道小野藍本線の道路改良 ・県道小野藍本線の道路改良（バイパス整備） ・東条川の整備推進 ・天神東掬鹿谷土地区画整理事業の推進 ・市道天神横谷線の整備推進 ・横谷地区の工業団地の整備検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクア東条の改修を行いました。が、新規観光施設の立地誘導には至っていません。 ・歩行帯整備（カラー舗装、蓋がけ）を実施しました。 ・事業は完了しています。 ・平成21年度に供用開始しています。（大畑地区） ・厚利地区の道路改良（道路拡幅）が平成30年度に完了予定です。 ・天神地区（天神バイパス）・松沢地区（松沢バイパス）について事業は実施していますが、完了時期は未定です。 ・実績はありません。 ・平成28年に工事は完了しています。 ・天神工区のみ整備完了しています。 ・調査、検討の結果、別の候補地3箇所を選定し、候補地の決定に向け県との協議を行っています。 	○
課 題	○ひょうご東条ニュータウンインターパークの工業用地が完売したことにより、市内の工業団地用地は全て完売しましたが、定住を確保するためには、雇用の場の創出が重要となるため、新たな工業用地を選定 ○天神東掬鹿谷の土地区画整理事業について、地区計画による周辺環境と調和のとれた良好な住環境の形成 ○小野藍本線のバイパス整備の早期供用開始	

■田園都市 計画地域（米田・三草・鴨川）

方 針	現 況	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・清水東条湖立杭県立自然公園の豊かな自然を保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の整備による森林開発が進んでおり、適正に保全していく必要があります。 	△

<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境を活かした施設整備の充実 ・通学路の安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・やしろ鴨川の郷の施設整備を、自然環境を活かしながら推進していきます。 ・実績はありません。 	
<p style="text-align: center;">課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○開発に対し、森林等の自然環境の適正に保全 ○県道、市道の通学路について、歩行者等の安全確保 	

現行の加東市都市計画マスタープランの整備方針に対する取組状況位置図



加東市都市計画マスタープラン見直しスケジュール

項目	平成29年度					平成30年度										平成31年度				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
マスタープラン構成検討				構成検討																
全体構想検討				課題等の整理			まちづくりの目標・基本方針 将来都市像、整備方針等の設定													
地域別構想検討				課題等の整理			地域別将来像・整備方針等の設定													
庁内検討委員会	委員会							委員会			委員会		委員会							
策定委員会	委員会			委員会				委員会			委員会		委員会							
都市計画審議会							審議会										審議会			
ワークショップ									ワークショップ											
住民説明会														住民説明会						
パブリックコメント														パブリックコメント						
加東市議会								委員会説明			委員会説明		委員会説明				議会提案			
土地利用計画図作成				土地利用区分の設定・土地利用計画図の作成																
																				最終精査期間
																				公表印刷

3 橋梁長寿命化修繕計画見直しによる平成 30 年度設計 業務・工事の内容変更について

1 趣旨

加東市が管理する橋長 2m以上の橋梁は 244 橋あり、今後急速に老朽化が進みます。このような背景から長寿命化を図り、安全性の確保とコストの縮減が求められており、その一環として、橋梁長寿命化修繕計画において年次計画を定めて、計画的に設計修繕を行っています。

このたび、平成 30 年度の事業実施にあたり、平成 28 年度及び平成 29 年度に実施した点検結果を基に、内容を精査した結果、より緊急性の高い橋梁があったことから、業務内容を変更するものです。

2 橋梁長寿命化修繕計画の実施の流れ

(1) 橋梁点検を行い、橋梁ごとの健全性を診断する。

■健全性の診断

判定区分	状 態
I	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態
III	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

(2) 健全性に基づき、橋梁の修繕年次計画を作成する。

(3) 設計修繕を行う。

3 見直し内容

別紙のとおり

平成30年度橋梁設計業務・工事の内容変更一覧

整理番号	橋梁名	実施計画	2018予定 (H30)	H24橋梁点検所見	H28.H29橋梁点検所見
①	平安橋	調査設計 工事	○	横桁、床版と下部工に剥離・鉄筋露出あり。 H30.H31修繕予定	主桁に多数のひびわれ、横桁、床版と下部工に剥離・鉄筋露出があり、早期措置が必要である。 判定：Ⅲ
②	永続橋	調査設計 工事	○	床版にひびわれ、橋台に鉄筋露出あり。 H30補修予定	床版にひびわれ、橋台に鉄筋露出あり。予防的修繕が必要である。 判定：Ⅱ
③	喜田橋	調査設計 工事	○(追加)	主桁・下部工にひびわれあり。 H32設計、H33修繕予定	主桁・下部工にひびわれあり。予防的修繕が必要である。 判定：Ⅱ
④	常田1号橋	調査設計 工事	○(追加)	下部工にひびわれあり。 H31設計、H32修繕予定	下部工にひびわれが複数みられるため予防保全対策が望ましい。 判定：Ⅱ
⑤	通文川橋	調査設計 工事	○(延期)	下部工にひびわれあり。 H30設計、H31補修予定	下部工にひびわれがみられるが構造物の機能に支障が生じていない。 判定：Ⅰ
⑥	1116-1号橋	調査設計 工事	○(延期)	橋面より漏水あり。 H30設計補修予定	構造物に支障が生じていない。 判定：Ⅰ
⑦	2101-1号橋	調査設計 工事	○(延期)	目地部より漏水あり。 H30設計予定	構造物の機能に支障が生じていない。 判定：Ⅰ
⑧	2104-1号橋	調査設計 工事	○	主桁にひびわれ及び遊離石灰、下部工にひびわれあり。 H30設計補修予定	主桁にひびわれ及び遊離石灰、下部工にひびわれが見られるため、予防保全対策が望ましい。 判定：Ⅱ
⑨	山際橋	調査設計 工事	○(延期)	橋面より漏水あり。 H30設計補修予定	主桁、下部工に遊離石灰がみられるが構造物の機能に支障が生じていない。 判定：Ⅰ
⑩	祇堂橋	調査設計 工事	○(延期)	目地部より遊離石灰あり H30設計予定	主桁、下部工に剥離・鉄筋露出が発生しているが、構造物の機能に支障が生じていない。 判定：Ⅰ
⑪	3004-1号橋	調査設計 工事	○	主桁、下部工にひびわれあり。 H30設計予定、H31補修予定	主桁、下部工にひびわれが見られるため、予防保全対策が望ましい。 判定：Ⅱ
⑫	3024-1号橋	調査設計 工事	○	主桁、下部工にひびわれあり。 H30設計予定、H31補修予定	主桁、下部工にひびわれが見られるため、予防保全対策が望ましい。 判定：Ⅱ
⑬	3024-2号橋	調査設計 工事	○	下部工にひびわれあり。 H30設計予定、H31補修予定	下部工にひびわれが見られるため、予防保全対策が望ましい。 判定：Ⅱ
⑭	3028-1号橋	調査設計 工事	○	主桁に遊離石灰あり。 H30設計予定、H31補修予定	主桁に遊離石灰が見られるため、予防保全対策が望ましい。 判定：Ⅱ
⑮	3045-1号橋	調査設計 工事	○	主桁及び下部工にひびわれあり。 H30設計予定、H31補修予定	主桁及び下部工にひびわれが見られるため、予防保全対策が望ましい。 判定：Ⅱ
⑯	3129-1号橋	調査設計 工事	○	主桁、下部工に鉄筋露出あり。 H30設計予定、H31補修予定	主桁、下部工に鉄筋露出が見られるため、予防保全対策が望ましい。 判定：Ⅱ
⑰	1115-1号橋	調査設計 工事	○(延期)	目地部より漏水あり。 H30設計補修予定	下部工に遊離石灰がみられるが構造物の機能に支障が生じていない。 判定：Ⅰ
⑱	滝野駅横断歩道橋	調査設計 工事	○	歩道橋床版のひびわれ及び遊離石灰、タイルのはがれあり。 H30設計予定、H31・H32補修予定	歩道橋床版のひびわれ及び遊離石灰が生じている。階段部(北斜路)の路面タイルが浮いているため、早期対策を講ずることが望ましい。 判定：Ⅲ

社会資本整備総合交付金事業（防災・安全） 橋梁長寿命化修繕事業



※H29予算特別委員会添付資料より抜粋

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	34° 55' 52"	
				経度	134° 58' 22"	
③喜田橋 (フリガナ)キタハシ	喜田稲尾線	加東市喜田				
管理者名	点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
加東市	2016.09.30	道路(中国道)	有	一般道	その他	無

部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)

点検者				明治コンサルタント株式会社	点検責任者	
点検時に記録				措置後に記録		
部材名	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	措置後の 判定区分	変状の種類	措置及び判定 実施年月日
上部構造	主桁	II	ひびわれ	写真1,主桁01(径間1)		
	横桁					
	床版	I				
下部構造	II	ひびわれ	写真2,下部工01(径間1)			
支承部						
その他	I					

道路橋毎の健全性の診断(判定区分I~IV)

点検時に記録		措置後に記録	
(判定区分)	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)
II	主桁及び下部工にひびわれがあり、予防的修繕が必要である。		

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員
1973年	50.3m	6.50m

起点



終点

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

状況写真(損傷状況)

- 部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載の
- 写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

上部構造(主桁)【判定区分: Ⅱ】	下部構造【判定区分: Ⅱ】
<p data-bbox="219 347 315 448">写真1 主桁01 (径間1)</p> 	<p data-bbox="1160 347 1256 448">写真2 下部工01 (径間1)</p> 
【判定区分: 】	【判定区分: 】
[Blank area with a diagonal line from top-left to bottom-right]	[Blank area with a diagonal line from top-left to bottom-right]

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	34° 55' 28.96"	
				経度	135° 05' 08.27"	
④常田1号橋 (フリガナ)ツネダ1ゴウキョウ	市道秋津5号線	兵庫県加東市秋津				
管理者名	点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
兵庫県加東市	2017.8.31	河川(水路)	無	一般道	その他	無

部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)

点検者 日本工営株式会社

点検責任者

点検時に記録				措置後に記録		
部材名	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	措置後の 判定区分	変状の種類	措置及び判定 実施年月日
上部構造	主桁	I				
	横桁					
	床版					
下部構造	II	ひびわれ	写真1、下部工02			
支承部						
その他	I					

道路橋毎の健全性の診断(判定区分 I~IV)

点検時に記録		措置後に記録	
(判定区分)	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)
II	下部工にひびわれが複数みられるため予防保全対策が望ましい。		

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員
2000年	4m	11.0m

起点



終点

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

状況写真(損傷状況)

- 部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載の
- 写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

下部構造【判定区分: Ⅱ】	【判定区分: 】
写真1  下部工02 ひびわれ	
【判定区分: 】	【判定区分: 】

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	34° 55' 25.44"	
				経度	135° 03' 12.50"	
⑤蓮文川橋 (フリガナ)ハスノフミカワバシ	市道東条廻淵線	兵庫県加東市廻淵				
管理者名	点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
兵庫県加東市	2017.9.13	河川(大池川)	有	一般道	その他	水道管2本

部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)

点検時に記録				点検者	日本工営株式会社	点検責任者			
部材名				判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	措置後の 判定区分	措置後に記録 変状の種類	措置及び判定 実施年月日
上部構造	主桁	I							
	横桁								
	床版	I							
下部構造		II	ひびわれ						
支承部									
その他		I							

道路橋毎の健全性の診断(判定区分I~IV)

点検時に記録		措置後に記録	
(判定区分)	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)
I	下部工にひびわれがみられるが構造物の機能に支障が生じていない。		

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員	起点 	終点
1983年	5m	8.0m		

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	34° 55' 37.86"	
				経度	135° 03' 09.27"	
⑥1116-1号橋 (フリガナ)1116-1ゴウキョウ	市道東条廻淵線	兵庫県加東市廻淵				
管理者名	点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
兵庫県加東市	2017.9.13	河川(水路)	無	一般道	その他	無

部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)

点検者 日本工営株式会社

点検責任者

点検時に記録				措置後に記録		
部材名	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	措置後の 判定区分	変状の種類	措置及び判定 実施年月日
上部構造	主桁	I				
	横桁					
	床版					
下部構造	I					
支承部						
その他	I					

道路橋毎の健全性の診断(判定区分I~IV)

点検時に記録		措置後に記録	
(判定区分)	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)
I	構造物に支障は生じていない。		

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員
1983年	3m	5.10m

起点



終点

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	34° 53' 14.09"	
				経度	134° 57' 26.78"	
⑦2101-1号橋 (フリガナ) 2101-1ゴウキョウ	市道東古瀬松尾線	兵庫県加東市東古瀬				
管理者名	点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
兵庫県加東市	2017.9.6	河川(河川名不明)	有	一般道	その他	無

部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)

点検者 日本工営株式会社

点検責任者

点検時に記録				措置後に記録		
部材名	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	措置後の 判定区分	変状の種類	措置及び判定 実施年月日
上部構造	主桁	I				
	横桁					
	床版					
下部構造	I					
支承部						
その他	I					

道路橋毎の健全性の診断(判定区分I~IV)

点検時に記録		措置後に記録	
(判定区分)	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)
I	構造物の機能に支障が生じていない。		

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員
1983年	3m	4.0m

起点



終点

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	34° 55' 59.64"	
				経度	135° 03' 12.38"	
⑨山際橋 (フリガナ)ヤマギワバシ	市道廻淵朝光寺線	兵庫県加東市畑				
管理者名	点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
兵庫県加東市	2017.9.13	河川(水路)	有	一般道	その他	無

部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)

点検者 日本工営株式会社

点検責任者

点検時に記録				措置後に記録			
部材名		判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	措置後の 判定区分	変状の種類	措置及び判定 実施年月日
上部構造	主桁	II	漏水・遊離石灰				
	横桁						
	床版						
下部構造		II	漏水・遊離石灰				
支承部							
その他		I					

道路橋毎の健全性の診断(判定区分I~IV)

点検時に記録		措置後に記録	
(判定区分)	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)
I	主桁、下部工に遊離石灰がみられるが構造物の機能に支障が生じていない。		

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員	起点  終点
1983年	2m	20.40m	

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	34° 58' 26.51"	
				経度	135° 03' 51.13"	
⑩祓堂橋 (フリガナ) ハライドウバシ	市道住吉神社上鴨川線	兵庫県加東市上鴨川				
管理者名	点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
兵庫県加東市	2017.9.14	河川(河川名不明)	有	一般道	その他	水道管1本

部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)

点検時に記録				点検者	日本工営株式会社	点検責任者	
部材名				判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、位置等が分かるように記載)	措置後の判定区分
上部構造	主桁	I					
	横桁						
	床版						
下部構造		II	剥離・鉄筋露出				
支承部							
その他		I					
措置後に記録				措置及び判定実施年月日			

道路橋毎の健全性の診断(判定区分 I~IV)

点検時に記録		措置後に記録	
(判定区分)	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)
I	下部工に剥離・鉄筋露出が発生しているが、 構造物の機能に支障が生じていない。		

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">終点</div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">起点</div> </div>
1983年	5m	8.05m	

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	34° 55' 08.33"
				経度	135° 02' 29.47"
⑰1115-1号橋 (フリガナ)1115-1ゴウキョウ	市道上久米廻測線	兵庫県加東市上久米			
管理者名	点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路
兵庫県加東市	2017.9.13	河川(水路)	無	一般道	その他
					占用物件(名称)
					無

部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)

点検者 日本工営株式会社

点検責任者

点検時に記録				措置後に記録		
部材名	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	措置後の 判定区分	変状の種類	措置及び判定 実施年月日
上部構造	主桁	I				
	横桁					
	床版					
下部構造	II	漏水・遊離石灰				
支承部						
その他	I					

道路橋毎の健全性の診断(判定区分I~IV)

点検時に記録		措置後に記録	
(判定区分)	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)
I	下部工に遊離石灰がみられるが構造物の機能に支障が生じていない。		

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員
1983年	4m	9.0m

起点



終点

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。